

ご出産された方（ご出産予定の方）へのお知らせ

就労要件で入園している方が、次のお子様の出産により仕事を休む場合の手続きについてお知らせします。所定の手続きにより、保護者が育児休業中であっても一定の期間保育園を継続して利用することができます。継続利用できる期間は育児休業の取得期間により異なりますので、以下の内容を参照の上、必要書類をご提出ください。なお、育児休業取得中は保育の必要量は「保育短時間」となります。

育児休業とは…いわゆる育児・介護休業法に基づき事業所が定める育児休業制度のことで、
社則・就業規則などに規定されているものです。

1. 特例預かり期間

- ・育児休業中に在園中のお子様をお預かりできる期間は、原則、出生されたお子様が満2歳に達する月の末日までです。ただし、出生されたお子様の満2歳の誕生日以降も、育児休業を取得することが可能な方については、特例として出生されたお子様が満2歳に達する年度の末日まで在園中のお子様をお預かりできます。（ただし、育児休業を延長された場合には、再度、延長後の期間が記載された「育児休業取得（予定）証明書」の提出が必要となります）さらに、出生されたお子様のなれ保育が4月中にある場合は、その期間中まで最長でお預かりできます。

2. 提出書類

- ・育児休業取得（予定）証明書（出産後に会社から証明をお取りください）
- ・育児休業届

3. 提出期限

育児休業開始日の前日まで。

※電子申請が可能です。勤務先から育児休業取得証明書を取得後、

右記QRコードを読み取り、提出してください。育児休業届の内容は直接入力できます。



4. ご注意ください

- ・父母が“重複”して育児休業を取得できる期間は、最大で29日間となります。30日以上父母が重複して育児休業を取得する場合は保育の必要性が認定されず退所となります（母の出産休暇中に父が育児休業を取得する期間は含まない）。
- ・上記1の場合は、復職後、復職証明書をご提出いただきます。上記の在園可能期間を超えて復職していないことが判明した場合には、理由にかかわらず退園となります。
- ・上記3の提出期限までに書類が提出されなかった場合又は出生されたお子様が満2歳に達する年度の末日を超えて復職されなかった場合は、今後の申込みの際に調整指数項番20（過去違反：－5点）が適用になります。

杉並区 子ども家庭部 保育課 認定・入園係
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
TEL 03-3312-2111（代表）